

平成 26 年度 税制改正の概要

(厚生労働省関係の主な事項)

※項目の前に*印を付している項目は他省庁と共同要望をしている項目

<医療関係>

■ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 〔事業税〕

■ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続 〔事業税〕

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

■ 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設

〔相続税、贈与税〕

相続人が持分の定めのある医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合、その法人が新たに法定される移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、移行計画の期間満了まで相続税の納税を猶予し、持分を放棄した場合には、猶予税額を免除する。また、出資者が持分を放棄したことにより他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとみなして当該他の出資者に贈与税が課される場合についても同様とする(認定制度の施行の日以後の相続等に適用。認定は制度の施行の日から3年以内。)

* ■ 研究開発税制の上乗せ措置(高水準型・増加型)の拡充等

〔所得税、法人税等〕

試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の 10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度について、適用期限を3年延長し、試験研究費の増加額に係る税額控除については、一定の条件の下、増加試験研究費の額に30%(増加割合が30%未満の場合には、増加割合)を乗じて計算した金額の税額控除ができることとする。

■ 医療に係る消費税の課税のあり方の検討

〔消費税、地方消費税〕

医療に係る税制のあり方については、消費税率が 10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

<子ども・子育て>

* ■ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等〕

単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、教育基本法上の学校、児童福祉法に基づく児童福祉施設及び社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業に位置付けられることとなる、幼保連携型認定こども園に対して、現行の認可施設である幼稚園及び保育所と同等の税制措置を講じる。

* ■ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置

〔登録免許税、相続税、贈与税、不動産取得税、固定資産税等〕

幼保連携型以外の認定こども園(幼稚園型、保育所型、地方裁量型)についても、幼保連携型認定こども園と同様に、教育及び保育を一体的に提供する施設として、法改正により、認定にあたっての基準や欠格要件を追加したことに加え、施設型給付の対象として法的責務を負って子どもを受け入れ、高い公共性を担うことから、現行の認可施設である幼稚園及び保育所と同等の税制措置を講じる。

* ■ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等〕

子ども・子育て関連3法では、児童福祉法の改正により、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を市町村認可事業として位置付け、必要な規制を設ける。これらの事業は、市町村の確認を受けて公的助成の対象として、認定こども園・保育所と同様に保育を必要とする子どもを保育するものであり、高い公益性を担うことを踏まえ、現行の保育所等に認められている税制上の措置と同等の措置を講じる。

※所得税、法人税、個人住民税及び法人住民税においては一定規模以上の小規模保育事業について措置を講じる。

※不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税においては小規模保育事業のみ非課税措置を講じる。

* ■ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業に対する税制上の所要の措置

〔不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税〕

社会福祉事業の用に供する不動産等に係る不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する不動産等を追加する。

*** ■ 子ども・子育て支援新制度において給付の対象となる施設・事業者を利用した場合の保育料等の非課税措置** 〔消費税、地方消費税〕

子ども・子育て支援法の施行に伴い、消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、同法に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等を加える。

■ 高等職業訓練促進給付金等に係る非課税措置の創設等のひとり親家庭への支援施策の見直しに伴う税制上の所要の措置 〔所得税、個人住民税等〕

ひとり親の雇用の安定及び就職の促進を図るための給付金である高等職業訓練促進給付金等を非課税とする措置を講ずるほか、児童扶養手当と公的年金給付との併給制限の見直し等の制度見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずるなど、ひとり親家庭への支援施策の見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずる。

<就労促進等>

■ 雇用促進税制の延長 〔所得税、法人税、法人住民税〕

雇用者の数が増加した場合の税額控除制度(雇用促進税制)の適用期限を2年延長する。

■ 財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充 〔所得税、個人住民税〕

継続的な預入を行うこと等により利子が非課税となる財形年金・住宅貯蓄において、非課税措置を受けたまま預入の中断が可能な期間(現行最大2年)を、3歳未満の子に係る育児休業等を取得する場合は、所要の手続を行うことにより、当該育児休業等終了後の預入再開日まで延長できる措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に上記の手続を行った場合について適用する。

<年金>

*** ■ 確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ**

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

企業型確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。

(現行)

(改正案)

①他の企業年金がない場合 月額5.1万円

月額5.5万円

②他の企業年金がある場合 月額2.55万円

月額2.75万円

*** ■ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用
期限の延長** 〔法人税、法人住民税〕

企業年金等(確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金)の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。

<生活衛生関係>

■ 交際費課税の見直し 〔法人税、法人住民税、事業税〕

交際費等の損金不算入制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

- ① 交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額(社内接待費を除く)の50%を損金の額に算入することとする。
- ② 中小法人に係る損金算入の特例(800万円まで全額損金算入)について、上記①との選択適用とした上、その適用期限を2年延長する。

平成26年度 税制改正の概要 (厚生労働省関係の主な事項)

- 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 01
- 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続 01
- 医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設 02
- 研究開発税制の上乗せ措置（高水準型・増加型）の拡充等 03
- 医療に係る消費税の課税のあり方の検討 04
- 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う税制上の所要の措置 05
- 高等職業訓練促進給付金等に係る非課税措置の創設等のひとり親家庭への支援施策の見直しに伴う税制上の所要の措置 10
- 雇用促進税制の延長 11
- 財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充 . 12
- 確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ 13
- 企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限の延長 14
- 交際費課税の見直し 15

社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続 (事業税)

大綱の概要

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

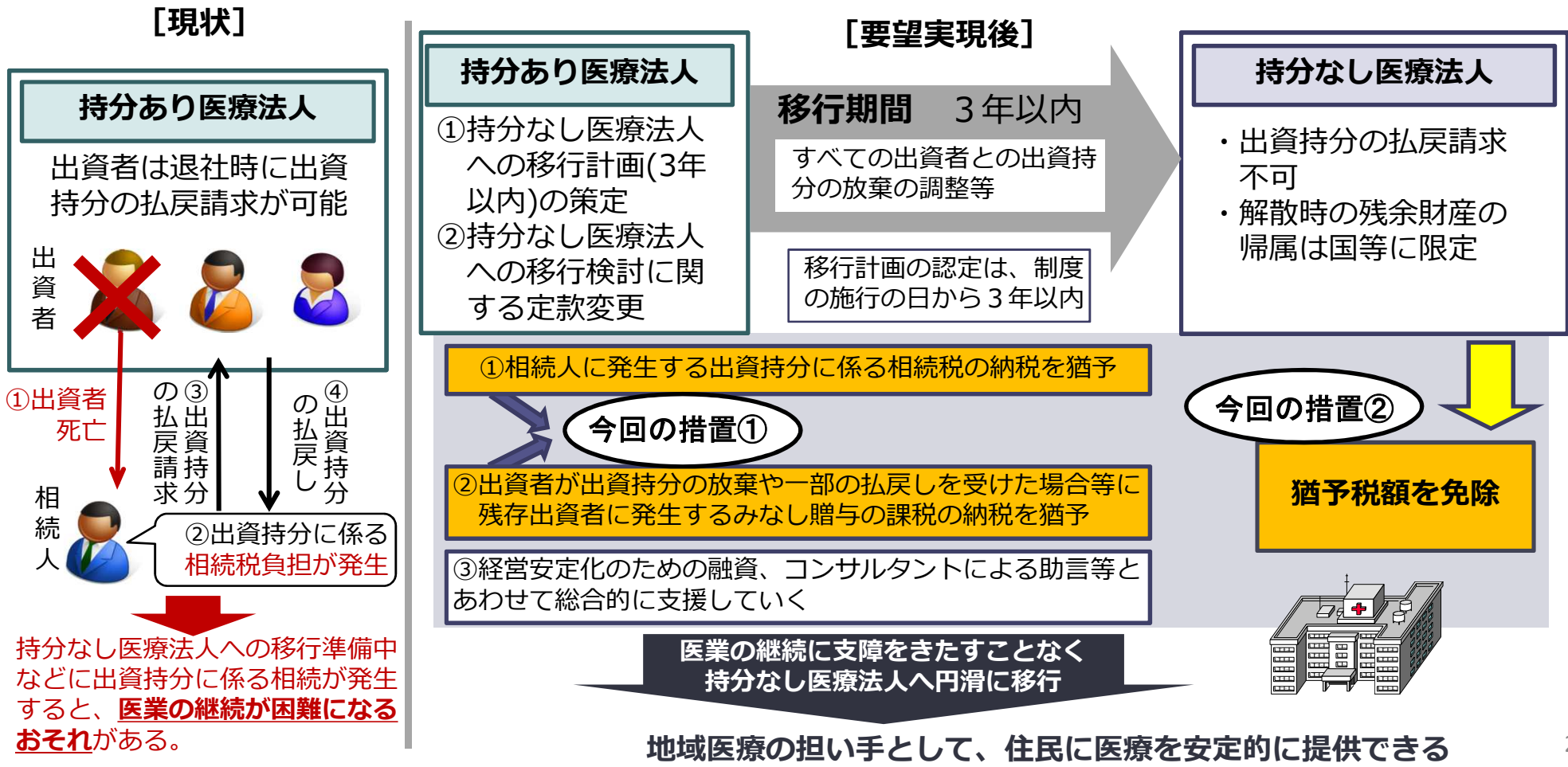
<参考> 社会保険診療報酬に係る事業税（現行制度）

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
非課税	特別法人 (医療法人等)	2.7% (約4.9%)	3.6% (約6.5%)	3.6% (約6.5%)
	普通法人	2.7% (約4.9%)	4.0% (約7.2%)	5.3% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注：（）内の％は、20年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」（事業税率の81％）を合算した税率

大綱の概要

相続人が持分の定めのある医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合、その法人が新たに法定される移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、移行計画の期間満了まで相続税の納税を猶予し、持分を放棄した場合には、猶予税額を免除する。また、出資者が持分を放棄したことにより他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとみなして当該他の出資者に贈与税が課される場合についても同様とする。

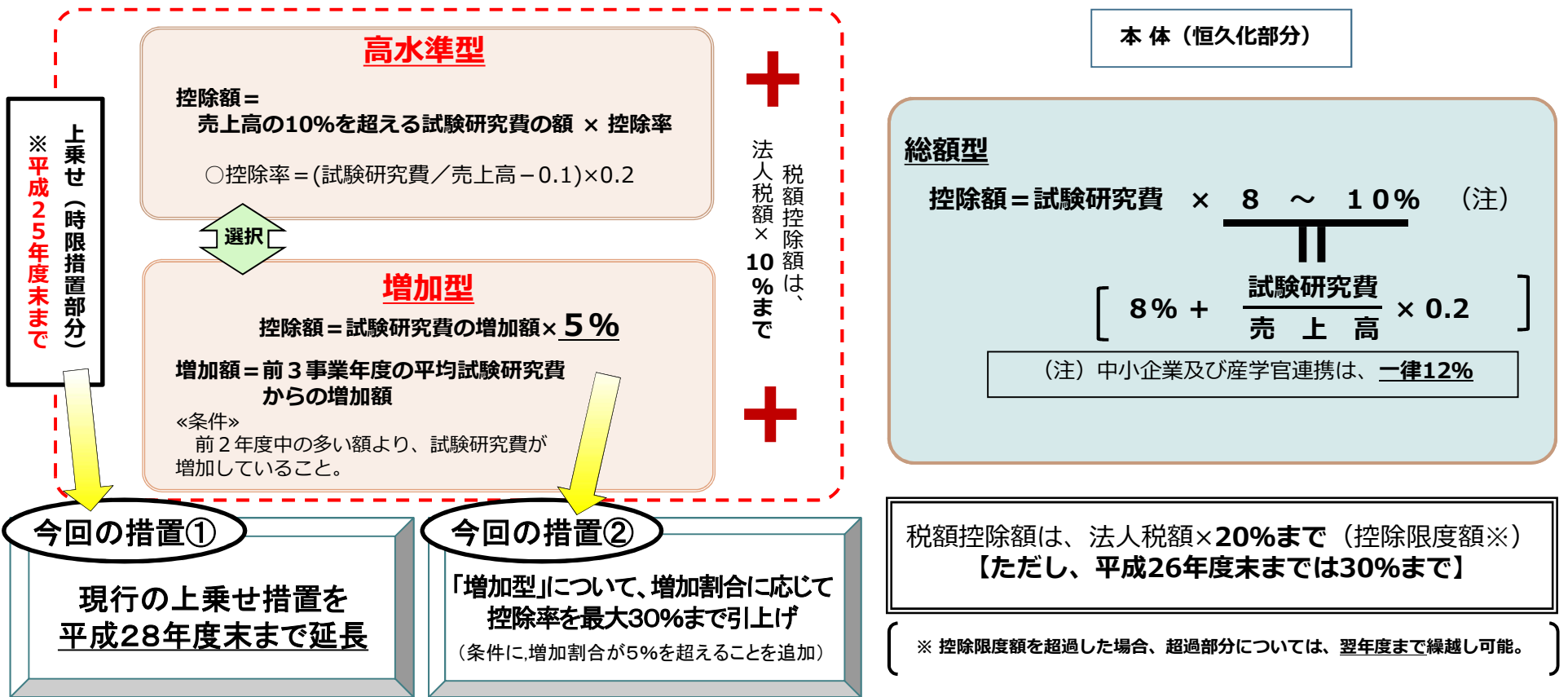


研究開発税制の上乗せ措置（高水準型・増加型）の拡充等（所得税、法人税等）

大綱の概要

- 研究開発税制について、我が国の成長の源泉である研究開発投資の拡大を一層加速化させるため、次のとおり拡充等を行う。
 - ① 現行の上乗せ措置（高水準型・増加型）について、その適用期限を平成28年度末までの3年間延長。
 - ② 現行の上乗せ措置のうち増加型について、増加割合に応じて、試験研究費の増加額の30%までを税額控除できることとする。（適用条件に、増加割合が5%を超えることを追加）

改正概要



大綱の概要

医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

背景

- 社会保険診療については、消費税は非課税扱い。
- 消費税導入時(平成元年)、引上げ時(平成9年)に診療報酬改定を行い、消費税による医薬品などの仕入れ費用の増加分が、医療機関等にとって実質的な負担とならないよう対応。
- 税制抜本改革法、三党実務者合意により、8%引上げ時において、高額投資に係る消費税の負担について、診療報酬等の医療保険制度における手当のあり方を検討することとされた。

医療保険制度における手当のあり方の検討について

- 「医療機関等における消費税負担に関する分科会」において、以下の方向で議論。

【8%引上げ時の対応】

診療報酬と別建ての高額投資対応は行わず、診療報酬の中で、基本診療料等に上乘せすることで対応。

(別建て高額投資対応の問題点)

- ・高額投資に係る消費税負担を個別に償還することは医療保険加入者等の理解を得られない。
- ・今回の消費税引上げ分のみ償還したとしても、不公平感が残り、根本的な解決にならない。等

【10%引上げ時の対応】

診療側は、診療報酬による対応では限界があるとして、税制による抜本的な解決を強く要望。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置

(所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、関税)

大綱の概要

単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、教育基本法上の学校、児童福祉法に基づく児童福祉施設及び社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業に位置付けられることとなる、幼保連携型認定こども園に対して、現行の認可施設である幼稚園及び保育所と同等の税制措置を講じる。

新たな幼保連携型認定こども園

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）

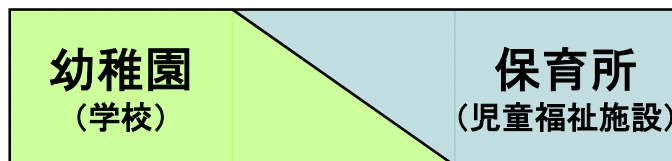
〔類型〕

《現行制度》

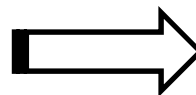
《改正後》

幼保連携型

(594件)



- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置



幼保連携型認定こども園
(学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化

※ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

※ 認定こども園の合計件数は1099件(平成25年4月時点)

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う

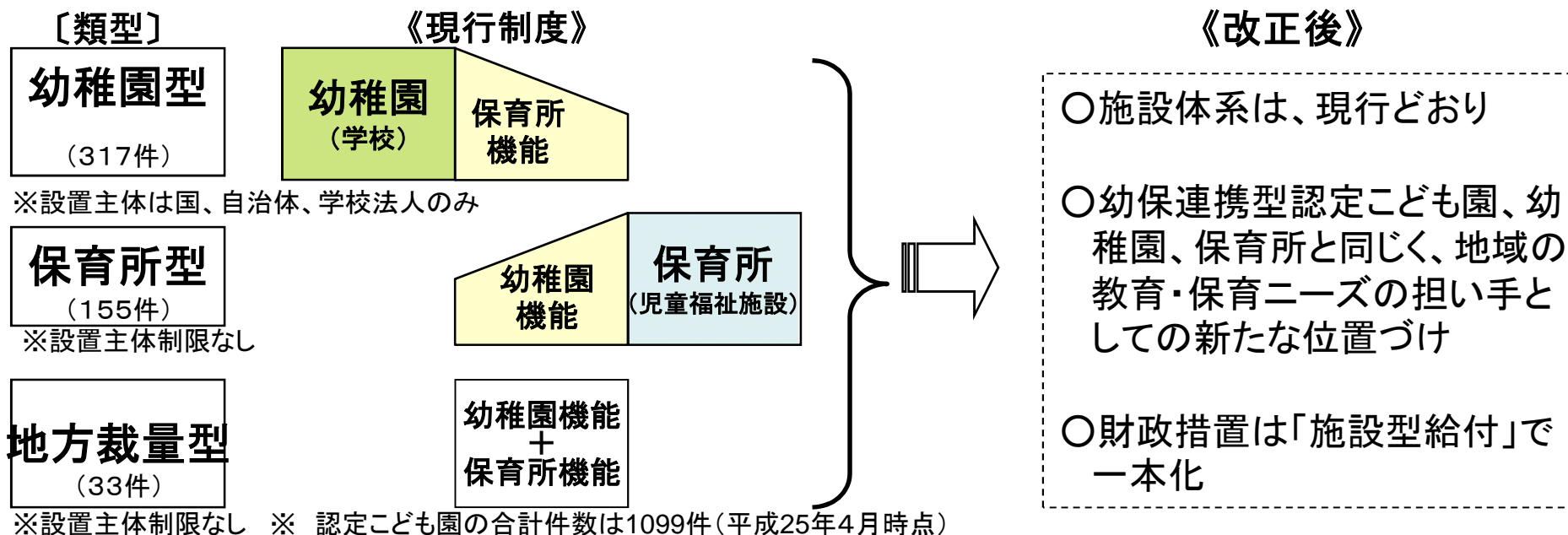
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置

(登録免許税、相続税、贈与税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、関税)

大綱の概要

幼保連携型以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）についても、幼保連携型認定こども園と同様に、教育及び保育を一体的に提供する施設として、法改正により、認定にあたっての基準や欠格要件を追加したことに加え、施設型給付の対象として法的責務を負って子どもを受け入れ、高い公共性を担うことから、現行の認可施設である幼稚園及び保育所と同等の税制措置を講じる。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園について



子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる

小規模保育等に対する税制上の所要の措置

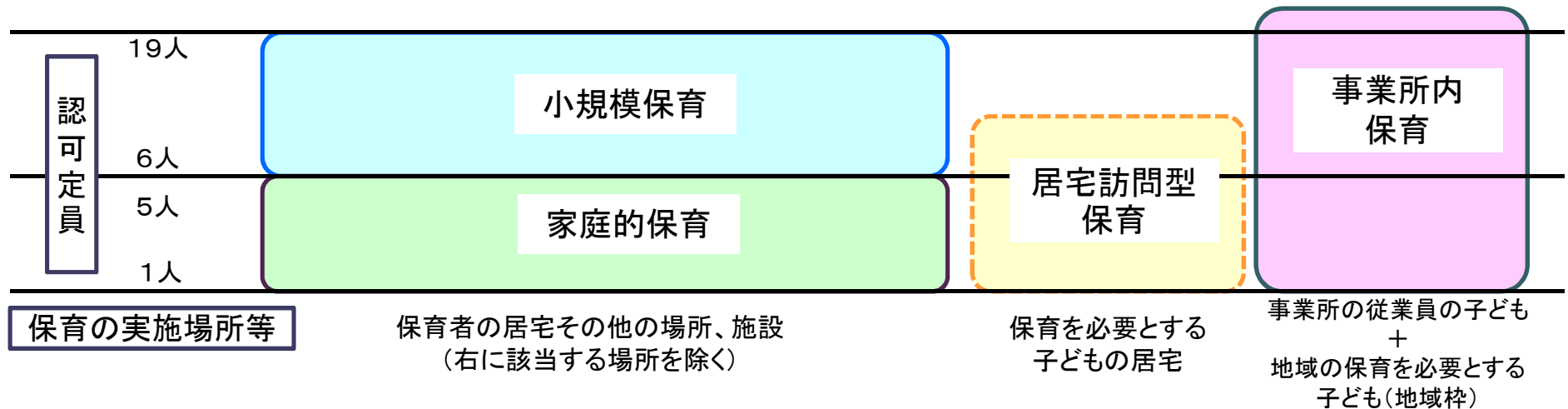
(所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、個人住民税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、関税)

大綱の概要

子ども・子育て関連3法では、児童福祉法の改正により、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を市町村認可事業として位置付け、必要な規制を設ける。これらの事業は、市町村の確認を受けて公的助成の対象として、認定こども園・保育所と同様に保育を必要とする子どもを保育するものであり、高い公益性を担うことを踏まえ、現行の保育所等に認められている税制上の措置と同等の措置を講じる。

※所得税、法人税、個人住民税及び法人住民税においては一定規模以上の小規模保育事業について措置を講じる。
※不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税においては小規模保育事業のみ非課税措置を講じる。

小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業について



子ども・子育て支援新制度の施行に伴う

病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業に対する税制上の所要の措置

(不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税)

大綱の概要

社会福祉事業の用に供する不動産等に係る不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する不動産等を追加する。

○新たに第2種社会福祉事業として位置付けられた病児保育（病児・病後児保育）事業及び子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業について、その他の第2種社会福祉事業と同等の税制措置等を講じる。

《改正前》

	法的位置づけ	課税状況
	第2種社会福祉事業	
第2種社会福祉事業	○	非課税
病児・病後児保育事業	×	課税
ファミリー・サポート・センター事業	×	課税



《改正後》

	法的位置づけ	課税状況
	第2種社会福祉事業	
その他の第2種社会福祉事業	○	非課税
病児・病後児保育事業	○	非課税
ファミリー・サポート・センター事業	○	非課税

子ども・子育て支援新制度において給付の対象となる施設・事業者を利用した場合の保育料等の非課税措置
 (消費税、地方消費税)

大綱の概要

子ども・子育て支援法の施行に伴い、消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、同法に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等を加える。

○子ども・子育て支援新制度において創設される、施設型給付の対象となる教育・保育施設及び地域型保育給付の対象となる事業者を利用した場合の利用料等について、課税の不公平を回避するため、保育所と同等の税制上の措置（保育料等の包括的な非課税措置）を講じる。

《改正前》			《改正後》	
施設類型	課税状況		施設類型	課税状況
幼稚園	非課税		幼稚園	非課税
保育所	非課税		保育所	
幼保連携型認定こども園 (幼稚園部分)	非課税		幼保連携型認定こども園	
(保育所部分)	非課税		幼保連携型認定こども園	
幼稚園型、保育所型、地方 裁量型認定こども園	非課税		幼稚園型、保育所型、地方 裁量型認定こども園	非課税
小規模保育事業	—		小規模保育事業	
家庭的保育事業	—		家庭的保育事業	
居宅訪問型保育事業	—		居宅訪問型保育事業	
事業所内保育事業	—		事業所内保育事業	

※新制度に移行する施設・事業に限る。

高等職業訓練促進給付金等に係る非課税措置の創設等のひとり親家庭への支援施策の見直しに伴う 税制上の所要の措置（所得税、個人住民税等）

大綱の概要

ひとり親の雇用の安定及び就職の促進を図るための給付金である高等職業訓練促進給付金等を非課税とする措置を講ずるほか、児童扶養手当と公的年金給付との併給制限の見直し等の制度見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずるなど、ひとり親家庭への支援施策の見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずる。

制度の概要

1. 高等職業訓練促進給付金等の非課税措置

- 次の給付金について非課税とするもの。
 - ・「高等職業訓練促進給付金」は、ひとり親の就職を容易にするために必要な資格（看護師、准看護師、介護福祉士、保育士等）の取得を促進するため養成機関において2年以上修業する場合に、その期間中の生活を支援することを目的として、自治体により支給している（月額10万円、上限2年、所得制限あり）。
 - ・「自立支援教育訓練給付金」は、適職に就くために必要な教育訓練（自治体が指定）を受けたひとり親に対してその経費の2割相当額を自治体により支給している（上限10万円、所得制限あり）。
- これらの給付金を非課税とするには、根拠法である「母子及び寡婦福祉法」に公租公課禁止規定を置く必要があるため、次期通常国会への提出を検討している、ひとり親家庭支援施策の見直しに係る改正法案に上記改正を盛り込む。

2. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しに伴う非課税措置

- ひとり親家庭に支給される児童扶養手当については、現在、手当より少額の公的年金を受給できる場合でも、併給制限により手当は支給されない。このため、公的年金給付との差額分の児童扶養手当を支給できるよう法律改正を行うことを検討している（次期通常国会への法案提出を検討）。
- 現在、児童扶養手当は非課税所得とされていることから、新たに差額を支給する場合でも、非課税所得とするもの。

3. その他所要の改正

- ひとり親家庭への支援施策の見直しに係る改正法案に伴う税制上のその他の整備。

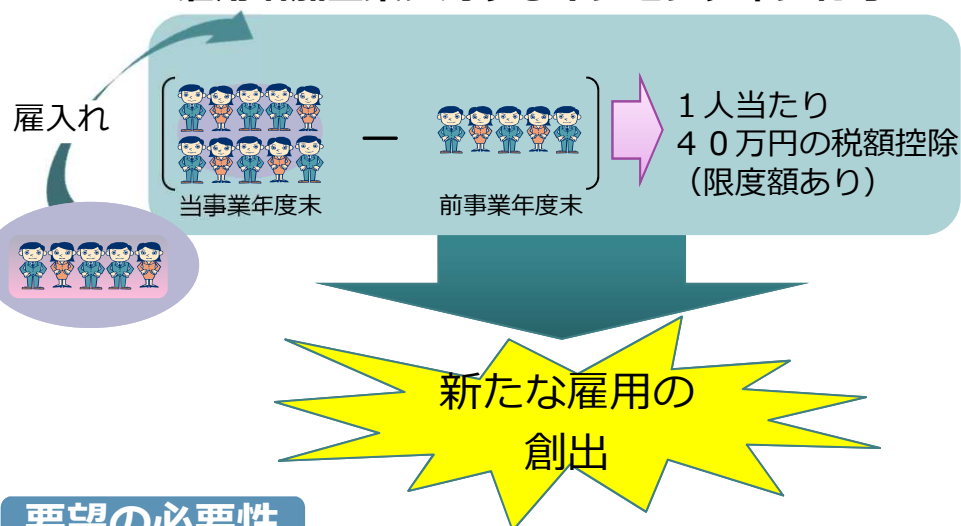
大綱の概要

雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

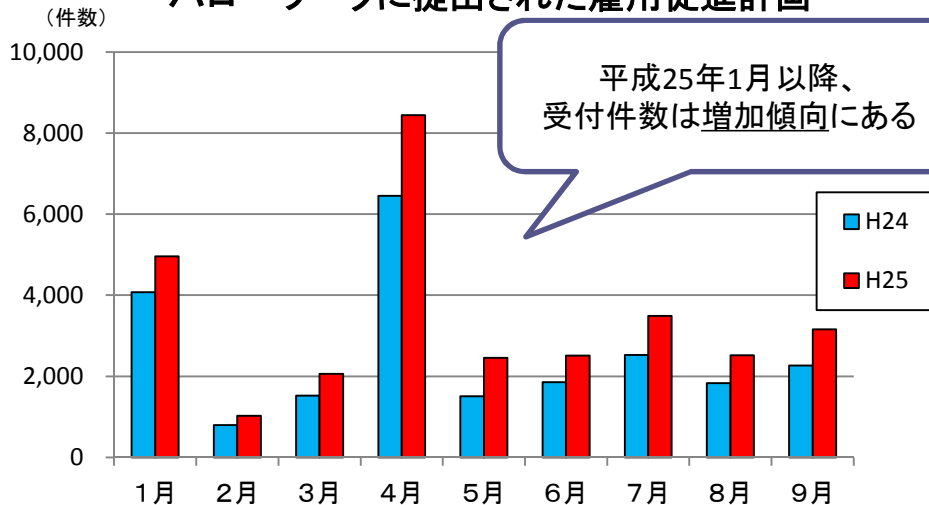
制度の概要

事業年度中に雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした場合に、雇用増加数1人あたり40万円の税額控除を行う制度。

雇用増加企業に対するインセンティブ付与



ハローワークに提出された雇用促進計画



要望の必要性

平成25年度の税制改正において、多様な人材の潜在力を引き出すことで「成長による富の創出」につながることから、「個人の可能性が最大限発揮され雇用と所得が拡大する国」を目指し、税制の施策を講じることが重要との認識の下、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」のひとつとして雇用促進税制の拡充が盛り込まれたところである。

平成25年度における雇用促進計画の受付件数は増加傾向にあり、この経済対策の効果が引き続き発揮されるよう本税制を継続的に実施していくことが必要である。

【適用実績】 件数：1,313件 適用額：20億5,487万円（平成23年4月1日～平成24年3月31日までの間に終了した事業年度において適用を受けた法人）

財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充

(所得税、個人住民税)

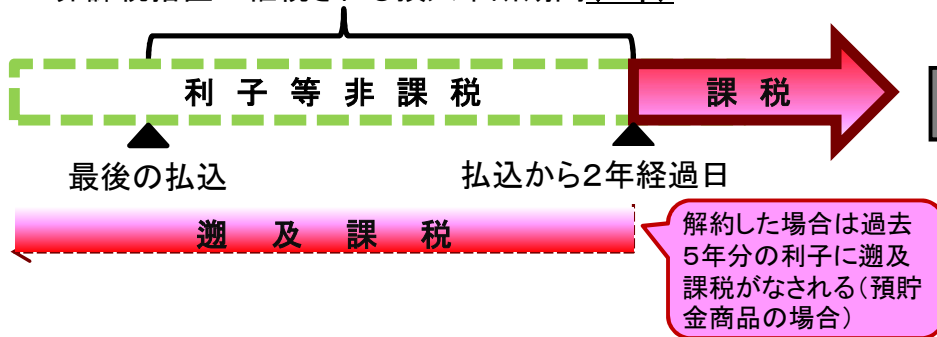
大綱の概要

勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄非課税制度について、勤労者が、3歳未満の子に係る育児休業等の期間等を記載した申告書を当該育児休業等を開始する日までに提出した場合には、当該育児休業等の開始の日の直前に金銭等の払込みをすべき日から当該育児休業等の終了の日の直後に金銭等の払込みをすべき日までの間は、金銭等の払込みがないときであっても、引き続き勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄の利子所得等の非課税措置を適用する。

(注)上記の改正は、平成27年4月1日以後に上記の申告書を提出する場合について適用する。

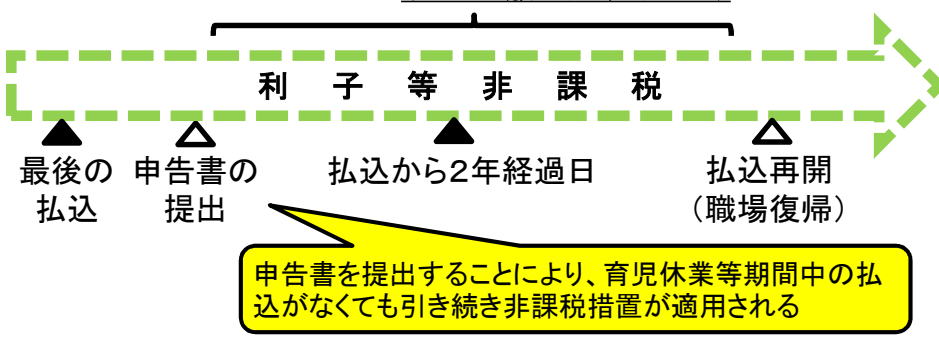
現行

非課税措置が継続される預入中断期間(2年)



今回の措置

育児休業等期間(子が3歳に達するまで)



要望の背景

育児休業等の取得推進については、本年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「女性が活躍できる環境整備を推進する」と位置づけられており、育児休業等を取得しやすい環境整備の促進は喫緊の課題。

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)抄

○女性のライフステージに対応した活躍支援

子どもが3歳になるまでは、希望する男女が育児休業や短時間勤務を選択しやすいよう、職場環境の整備を働きかけるとともに…(以下略)

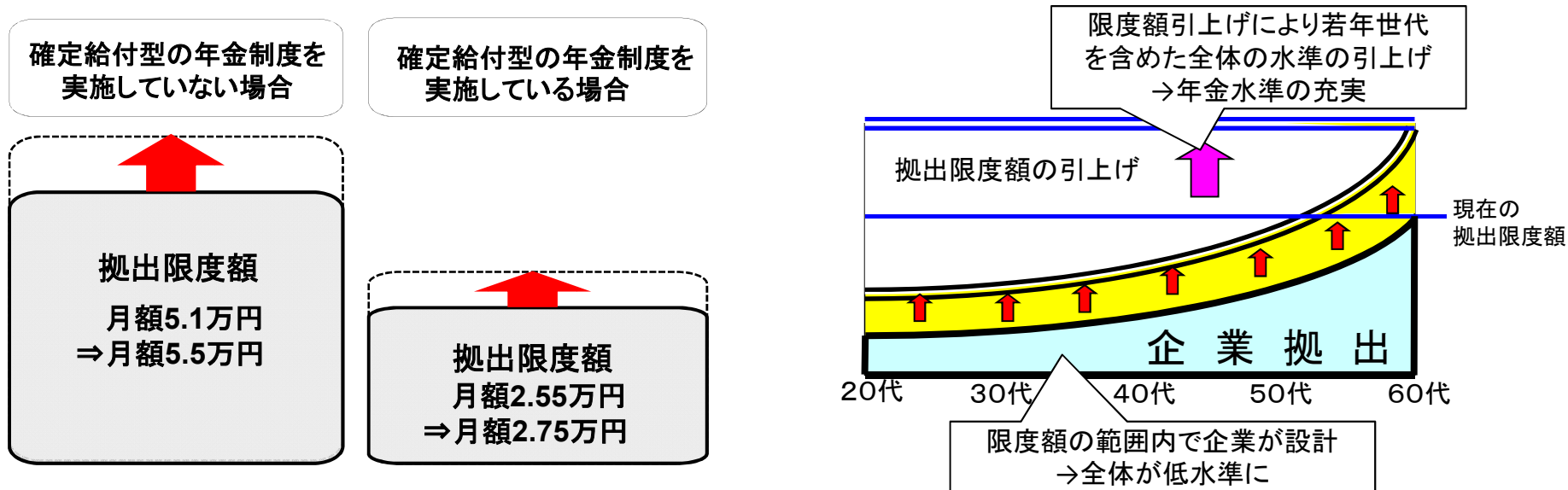
大綱の概要

企業型確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。

	(現行)		(改正案)
① 他の企業年金がない場合	月額 5.1万円	➡	月額 5.5万円
② 他の企業年金がある場合	月額 2.55万円	➡	月額 2.75万円

改正の必要性

- 企業は拠出限度額の範囲内で掛金を設計。従業員全体の拠出限度額が低水準に留まることにより、掛金額が押し下げられ、結果として従業員全体の給付水準の充実の障害となっている。
- 拠出限度額の引上げにより、若年世代も含めた従業員全体の将来の年金給付の充実を図ることができるようにする必要がある。



大綱の概要

企業年金等(確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金)の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を延長する。

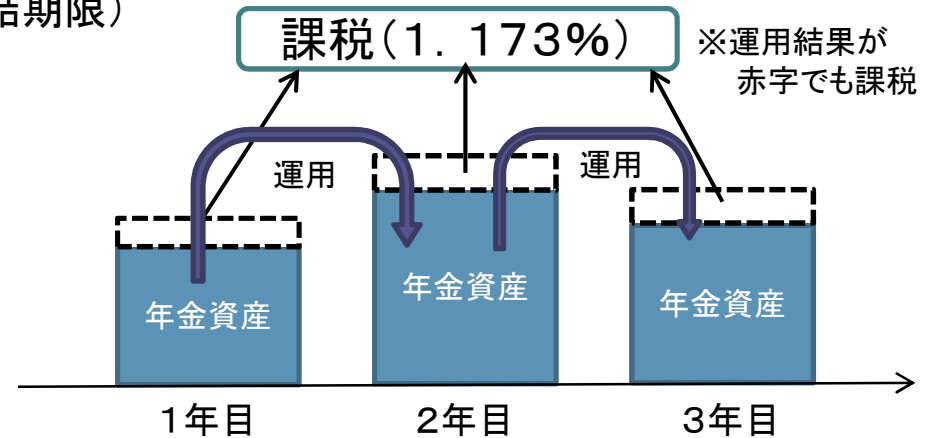
制度の概要

- 企業年金等に関する税制の基本は、掛金拠出時:非課税、資産運用時:特別法人税(※)による課税、給付時:課税(ただし、公的年金等控除・退職所得控除の対象)となっている。
- 企業年金等の積立金に課税される特別法人税は、金融市場の状況、企業年金の財政状況等に鑑み、平成11年度より課税凍結中。(平成25年度末が凍結期限)

(※)特別法人税:掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時まで課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅利息相当分を課税するという考え方にに基づき、積立金全体に対して1.173%(国税:1%、地方税:0.173%)の税が課される。

<課税対象となる積立金の状況>

- ・確定給付企業年金:約50兆円(平成24年度末)
- ・確定拠出年金:約7.4兆円(平成24年度末) 等



3年間(平成28年度末まで)の課税の停止措置の適用期限の延長

交際費課税の見直し (法人税、法人住民税、事業税)

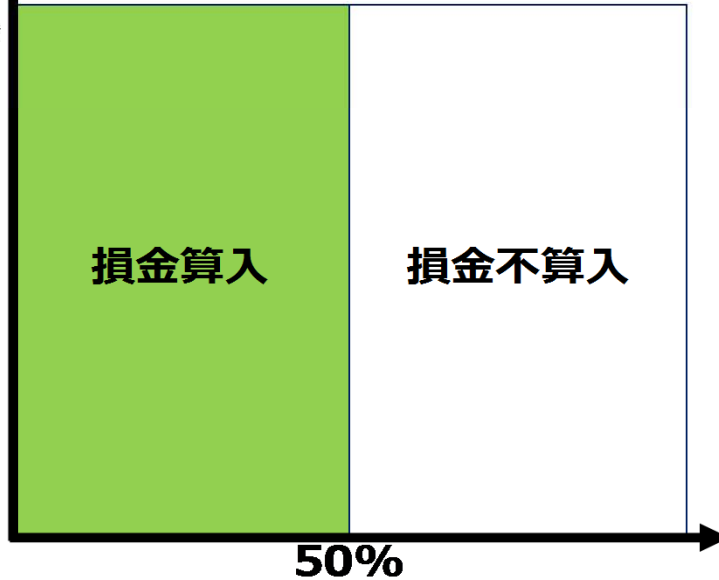
大綱の概要

交際費課税について、消費の拡大を図る観点から、①飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く）の50%を損金算入できることとするとともに、②中小法人に係る交際費の損金算入の特例（800万円まで全額損金算入）を延長する（中小法人については①又は②のいずれかを選択。適用期限は2年間）。

改正後の
イメージ

① 飲食費の損金算入

上限なし



(損金算入割合)

※社内接待費を除く

② 中小法人に係る損金算入の特例

(控除限度額)
800万円



(損金算入割合)

※中小法人は①又は②のいずれかを選択

**平成 26 年度
税制改正の概要
(厚生労働省関係)**

平成 25 年 12 月



厚生労働省

目 次

<医療関係>	1
<保険関係>	3
<子ども・子育て>	3
<就労促進等>	5
<年金>	6
<生活衛生関係>	6
<その他>	8

※項目の前に*印を付している項目は他省庁と共同要望をしている項目

＜医療関係＞

○ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 〔事業税〕

○ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続 〔事業税〕

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

○ 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設

〔相続税、贈与税〕

相続人が持分の定めのある医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合、その法人が新たに法定される移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、移行計画の期間満了まで相続税の納税を猶予し、持分を放棄した場合には、猶予税額を免除する。また、出資者が持分を放棄したことにより他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとみなして当該他の出資者に贈与税が課される場合についても同様とする(認定制度の施行の日以後の相続等に適用。認定は制度の施行の日から3年以内。)

* ○ 研究開発税制の上乗せ措置(高水準型・増加型)の拡充等

〔所得税、法人税等〕

試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度について、適用期限を3年延長し、試験研究費の増加額に係る税額控除については、一定の条件の下、増加試験研究費の額に30%(増加割合が30%未満の場合には、増加割合)を乗じて計算した金額の税額控除ができることとする。

○ 医療に係る消費税の課税のあり方の検討

〔消費税、地方消費税〕

医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

○ セルフメディケーションの推進に資する薬局に係る税制措置の創設

〔不動産取得税〕

セルフメディケーション(自己治療)の推進の重要性にかんがみ、効果的な予防サービスや健康管理の充実の観点から、今後のセルフメディケーションの推進に資する薬局の役割や機能に関する制度設計を踏まえ、その税制のあり方について検討する。

○ 予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、消費税、個人住民税等〕

新たなワクチン追加後の予防接種法の健康被害救済給付について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 所得税、個人住民税を課さないこととする。
- ② 税の滞納処分による差押えを禁止する。
- ③ 障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族(妻に限る。)を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者とする。
- ④ 健康被害救済給付に係る医療について、消費税を非課税とする。

○ 難病対策等に係る法整備に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、消費税、個人住民税等〕

難病の患者に対する医療等に関する法律(仮称)の制定及び児童福祉法の改正を前提に、これらの法律の規定による医療について、次の措置を講ずる。

- ① 医療費として支給される金品について、所得税、個人住民税を課さないこととする。
- ② 医療費の支給を受ける権利について、税の滞納処分による差押えを禁止する。
- ③ 社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲に、これらの法律の規定による医療を加える。
- ④ 医療費の支給に係る医療等について、消費税を非課税とする。
- ⑤ 事業税の実質的非課税措置の対象となっている社会保険診療に追加する。

<保険関係>

○ 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充 〔国民健康保険税〕

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 16 万円(現行 14 万円)に、介護納付金課税額に係る課税限度額を 14 万円(現行 12 万円)に引き上げる。

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げ等を行う。

○ 旧老人保健制度の拠出金に係る経過措置の延長 〔国民健康保険税〕

旧老人保健制度における拠出金に係る費用を国民健康保険税の標準基礎課税総額に含めて徴収することとする経過措置について、その適用期限を3年延長する。

<子ども・子育て>

* ○ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等〕

単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、教育基本法上の学校、児童福祉法に基づく児童福祉施設及び社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業に位置付けられることとなる、幼保連携型認定こども園に対して、現行の認可施設である幼稚園及び保育所と同等の税制措置を講じる。

* ○ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置

〔登録免許税、相続税、贈与税、不動産取得税、固定資産税等〕

幼保連携型以外の認定こども園(幼稚園型、保育所型、地方裁量型)についても、幼保連携型認定こども園と同様に、教育及び保育を一体的に提供する施設として、法改正により、認定にあたっての基準や欠格要件を追加したことに加え、施設型給付の対象として法的責務を負って子どもを受け入れ、高い公共性を担うことから、現行の認可施設である幼稚園及び保育所と同等の税制措置を講じる。

*** ○ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置**

〔所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等〕

子ども・子育て関連3法では、児童福祉法の改正により、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を市町村認可事業として位置付け、必要な規制を設ける。これらの事業は、市町村の確認を受けて公的助成の対象として、認定こども園・保育所と同様に保育を必要とする子どもを保育するものであり、高い公益性を担うことを踏まえ、現行の保育所等に認められている税制上の措置と同等の措置を講じる。

※所得税、法人税、個人住民税及び法人住民税においては一定規模以上の小規模保育事業について措置を講じる。

※不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税においては小規模保育事業のみ非課税措置を講じる。

*** ○ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業に対する税制上の所要の措置**

〔不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税〕

社会福祉事業の用に供する不動産等に係る不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する不動産等を追加する。

*** ○ 子ども・子育て支援新制度において給付の対象となる施設・事業者を利用した場合の保育料等の非課税措置**

〔消費税、地方消費税〕

子ども・子育て支援法の施行に伴い、消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、同法に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等を加える。

○ 高等職業訓練促進給付金等に係る非課税措置の創設等のひとり親家庭への支援施策の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税等〕

ひとり親の雇用の安定及び就職の促進を図るための給付金である高等職業訓練促進給付金等を非課税とする措置を講ずるほか、児童扶養手当と公的年金給付との併給制限の見直し等の制度見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずるなど、ひとり親家庭への支援施策の見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずる。

＜就労促進等＞

- **雇用促進税制の延長** 〔所得税、法人税、法人住民税〕
雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）の適用期限を2年延長する。
- **障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長** 〔所得税、法人税〕
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、対象資産から構築物及び車両運搬具を除外した上、その適用期限を2年延長する。
- **雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置** 〔所得税・個人住民税等〕
雇用保険法の改正を前提に、同法の失業等給付について、引き続き次の措置を講ずる。
 - ① 所得税、個人住民税を課さないこととする。
 - ② 税の滞納処分による差押えを禁止する。
- **求職者支援制度の見直しに伴う税制上の所要の措置** 〔所得税・個人住民税等〕
職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の職業訓練受講給付金について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。
 - ① 所得税、個人住民税を課さないこととする。
 - ② 税の滞納処分による差押えを禁止する。
- **仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長** 〔所得税、法人税、法人住民税、個人住民税、事業税〕
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却制度の適用期限を1年延長する。
- **財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充** 〔所得税、個人住民税〕
継続的な預入を行うこと等により利子が非課税となる財形年金・住宅貯蓄において、非課税措置を受けたまま預入の中断が可能な期間（現行最大2年）を、3歳未満の子に係る育児休業等を取得する場合は、所要の手続を行うことにより、当該育児休業等終了後の預入再開日まで延長できる措置を講ずる。
（注）上記の改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に上記の手続を行った場合について適用する。

<年金>

* ○ 確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕
企業型確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。

(現行) (改正案)

- | | | |
|--------------|----------|----------|
| ①他の企業年金がない場合 | 月額5.1万円 | 月額5.5万円 |
| ②他の企業年金がある場合 | 月額2.55万円 | 月額2.75万円 |

* ○ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限の延長

〔法人税、法人住民税〕

企業年金等(確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金)の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。

<生活衛生関係>

○ 交際費課税の見直し

〔法人税、法人住民税、事業税〕

交際費等の損金不算入制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

- ① 交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額(社内接待費を除く)の50%を損金の額に算入することとする。
- ② 中小法人に係る損金算入の特例(800万円まで全額損金算入)について、上記①との選択適用とした上、その適用期限を2年延長する。

○ 公害防止用設備に係る特例措置の適用期限の延長

〔所得税、法人税、固定資産税〕

公害防止用設備(テトラクロロエチレン溶剤等を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機)に係る特別償却を2年延長する。また、これらの設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

- ① 価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。
 - イ 大臣配分資産又は知事配分資産 2分の1
 - ロ その他の資産 2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

*** ○ 中小企業投資促進税制の拡充及び延長**

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税等〕

中小企業投資促進税制について、一部の設備に係る即時償却又は税額控除の割合の上乗せなどの拡充を図った上で、適用期限を3年延長する。

*** ○ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長**

〔所得税、法人税〕

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

*** ○ 小規模企業共済制度における掛金控除等の措置**〔所得税、相続税、個人住民税〕

小規模企業共済法施行令の一部改正を前提に、小規模企業共済等掛金控除の対象となる小規模企業者の範囲を、宿泊業又は娯楽業を営む者で、常時使用する従業員の数が20名以下(現行:5名以下)のものに拡充する。

*** ○ 旅館・ホテルの建物に係る固定資産評価の見直し**

〔固定資産税〕

固定資産評価基準における鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造のホテル・旅館の用に供する家屋に係る経過年数を45年(現行50年)に短縮し、平成27年度の評価替えから適用する。

<その他>

○ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）の改組に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税等〕

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の独立行政法人地域医療機能推進機構への改組に伴い、同法人を引き続き非課税独立行政法人とするなど所要の措置を講ずる。

○ 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)に係る税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税〕

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)において実施することとされた「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」として給付される給付金については、所得税・個人住民税を課さないこととする。

※「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)において実施することとされた「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」として給付される給付金についても同様